

# 平成 17 年度 総務文教常任委員会行政視察報告書

平成 17 年 10 月 24 日

- 1 . 日 程 平成 17 年 10 月 18 日 ~ 10 月 20 日
- 2 . 視察先等 滋賀県 守山市 人口 71,706 人 ( H 17.10.1 )  
岐阜県 土岐市 人口 64,119 人 ( " )
- 3 . 視察事項 守山市 ・事務事業の評価システムについて  
・市民参画制度の概要について  
土岐市 ・公の施設の外部管理委託等について  
・情報公開条例の運用と課題について
- 4 . 視 察 者 一行 10 名  
委員 委員長 佐野正三良 副委員長 田沢弘一  
山田義栄 中野元栄 茂岡明与司  
安武秀敏 星野昭吾 今井詔一  
当局 総務課参事 小林多聞  
随行 議会事務局長 中野津久夫

## 守山市

### 【市の概要】

守山市は、琵琶湖の南東部を形成する湖南平野の中央部に位置し、南は草津市・粟東市、東は野洲市に接しており、大津湖南広域市町村圏 5 市 1 町のなかで、大津市・草津市とならんで中心的都市として今日まで発展し、市域は東西 6.3km、南北 10.9 km、総面積 44.26k m<sup>2</sup>を有し、標高は最高地 102.8m、最低地 85.1m で南東から北西に向けて極めてゆるい傾斜を持つ平坦な田園都市である。議員数 22 名、平成 17 年度予算額 193 億 8 千万円、財政力指数 0.798、公債費比率 15.2%、就業者比率 ( 1 次 3.8%、2 次 37%、3 次 58.2% )

### 【事業の概要】

#### 事務事業評価制度について

地方分権の推進は、財源の減少や市民要望の多様化する中、一方で自治体に自主自立の厳しい判断が求められることになる。そのため政策や事業の成果の判断材料の提示や行政運営の更なる自己改革を図り、さらに、市民への説明責任を果たすための道具(手法)として行政評価システムの導入が自治体で取り組まれて

いる。

守山市では、平成 13 年度から試行し、平成 15 年度からすべての事業について、決算段階での成果など評価シートを作成し、事務事業評価システムに取り組んでいる。

さらに、平成 15 年度から、自己評価の客観性を高めるため市民参画型の外部評価委員会を設置するとともにすべての評価シートをホームページで公表している。守山市は行政評価の種類の中で事前評価、事中評価、事後評価の中で特に事後評価に取り組んでいる。

事務事業評価は、その事務事業の成果を認識し、課題を発見するツール(道具)であり、次期のプラン(計画)に反映してこそ、その意義がある。

	<u>次期の計画に反映</u>		
計画	行動	<u>評価</u>	改善
PLAN	DO	<u>CHECK</u>	ACTION
		<u>廃止</u> ・・	<u>新規</u>

課題として、行政は、新しいシステムを導入するが、単なる書類作成業務になって形骸化する。ツールの導入という手段が目的に変わってしまう。

事務事業評価は導入されたが、現場での持続的な見直しが定着しているとは思えない。作業労力が無駄になりがちである。

#### 市民参画制度の概要について

目的は、市民の市政への参画意識が高まりつつあるなかで、市政運営の基本方針とする『市民が主役のまちづくり』の積極的な推進とともに、自主・自律的な地方主権によるまちづくりを確立していくため、自治の主役である市民が持つ豊富な知識・経験・感性を市政に反映するための多様な市民参画制度を創設することにより、市民と議会と行政がより一層の信頼関係のもと、共にまちづくりのパートナーとして市政の運営を担っていく、そのような新しい「守山モデル」のまちづくりの仕組みづくりを目指すとしている。

#### ～ 企画立案段階における制度 ～

政策等の決定に関わる情報を市民と共有し、  
その意思決定プロセスに市民の声を活かす。

- ・ 市民 100 人委員会制度
- ・ パブリックコメント手続き

#### ～ 評価・見直し段階における制度 ～

事務事業の評価や見直しに市民の声を活かす。

- ・タウンミーティング
- ・事務事業の外部評価制度
- ・市長への手紙

～ 新たな制度の創設 ～

- ・おでかけ市長室
- ・地域行政懇話会

[担当課] 総務部みらい政策課・総務部協働のまちづくり課

#### 【所見】

守山市は市長公約である「市民が主役のまちづくり」を掲げ、事務事業の評価を情報公開に基づき積極的に「市民とともに考え、ともに歩む市役所」を目指して取り組んでいる。特に事務事業の市民参加型外部評価委員会等を設置し、その結果や厳しい意見を予算に反映させている。その姿勢は学ぶところが大きい。

## 土岐市

#### 【市の概要】

岐阜県の東北部に位置し、名古屋市からは 40 km 圏にあり、豊かな自然に包まれた産業文化都市である。良質な粘土に恵まれていることから、古くから「やきものの街」として親しまれ、周辺の街とともにわが国最大の窯業地帯を形成している。この地方で生産される多種多様な陶磁器を総称して「美濃焼」と呼び、食器類の生産では、全国シェアの 50% 以上を占める日本のやきものの代表となっている。議員数 22 名、平成 17 年度予算額 192 億円、財政力指数 0.58、公債費比率 13.7%、就業者比率（1次 0.75%、2次 44.7%、3次 54.6%）

#### 【事業の概要】

公の施設の外部管理委託等について

指定管理者制度について

平成 15 年 9 月、地方自治法の一部を改正する法律が施行され公の施設の管理に指定管理者制度が導入された。指定管理者制度は、従来、公の施設の管理を委託できる者を地方公共団体が出資した法人または公共団体に限定していた管理委託制度を改め、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するには民間事業者の能力を広く活用する事が有効であるという考え方にに基づき、法人その他の団体で議会の議決を経て指定される指定管理者にその施設の管理を行わせる制度である。

適用についてはこれからのまちづくり、行政改革の推進を踏まえ施設の効用の

最大限の発揮、管理経費の節減、地域経済の活性化等を図るため積極的に指定管理者制度を導入する事を基本とする。

対応については、現に出資法人等に管理委託をしている施設、直営している施設、新規の施設の3つに分類し対応する。

条例制定については

指定管理者の指定の手続（申請方法、選定基準、事業計画の提出等）

指定管理者が行う管理の基準（休館日、開館時間、利用制限の要件等）

指定管理者が行う業務の範囲（施設・設備の維持管理、個別の利用許可等）

・バーデンパーク（土岐市温泉活用型健康増進施設 仮称 クワハウス曾木）

土岐市は、市民の健康増進および観光の振興・地域の活性化に寄与する事を目指し、平成18年4月にバーデンパーク 仮称 クワハウス曾木のオープンを予定している。〔用地費3億円・建設工事費10億円、総事業費13億円〕

（新規大型施設の指定管理者制度導入は初めてである。）

土岐市温泉活用型健康増進施設指定管理者選定委員会を設置して・名古屋大学環境研究所助教授・医師・税理士・住民代表・助役・市民部長が選定委員である。

情報公開条例の運用と課題について

## 1 条例制定の経緯

平成9年6月 情報公開条例制定プロジェクトチーム設置（19人）

6回の会議をもち平成10年3月報告書作成

平成10年6月 土岐市情報公開懇話会に諮問（名古屋大学教授ほか8人）

9回の審議の後、平成11年2月に答申

平成11年9月10日公布、平成12年4月1日施行

特徴・・（1）知る権利を明記、（2）何人も請求できる、（3）施行日前の文書も開示対象、（4）原則公開とし個人の情報も個人識別型ではなくプライバシー型を採用、（5）審査会に強い権限を持たせた。

## 2 情報公開の範囲について（条例、規則、規程）

実施機関：市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査会、公営企業管理者の権限を行う者、消防長、議会

請求者の範囲： 何人も（個人、法人その他の団体で市民に限らず）

### 【所見】

土岐市は指定管理者制度や情報公開条例に対しての取り組みは積極的で、共に外部有識者の選考委員や懇話会の意見を取り入れ政策決定を行っている。